

委員会提出議案第 1 号

山陽小野田市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 27 日提出

提出者 議会運営委員長 大井 淳一郎

山陽小野田市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

山陽小野田市議会議員政治倫理条例(平成 24 年山陽小野田市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(3) 政治倫理基準に違反する行為があると認めた場合における審査の請求の対象とされた議員(以下「被審査議員」という。)に対する措置

第 7 条第 2 項中「審査の請求の対象とされた議員(以下「被審査議員」という。)」を「被審査議員」に改め、同条に次の 3 項を加える。

5 審査会において、被審査議員の行為が政治倫理基準に違反すると認めた場合の被審査議員に対する措置は、次のとおりとする。この場合において、措置をあわせて講ずるよう決することを妨げない。

(1) 議場における議長の注意

(2) 議場における謝罪文の朗読

6 被審査議員は、審査会の審査結果の報告において、自己の行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重して、政治倫理の確保のために必要な措置を自ら講じなければならない。

7 議会は、被審査議員が前項の措置を自ら講じないときは、議会の品位と名誉を守り、市民の信頼を回復するため、必要と認める措置を講ずるものとする。

る。

第11条を第13条とし、第8条から第10条までを2条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の2条を加える。

(会議の公開)

第8条 審査会の会議は、原則としてこれを公開する。

2 会長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第9条 審査会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 審査会を秘密会とする会長又は委員の発議については、討論を用いずに審査会に諮って決める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山陽小野田市議会議員政治倫理条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(政治倫理基準違反の審査等)</p> <p>第7条 審査会は、次に掲げる事項について審査する。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p><u>(3) 政治倫理基準に違反する行為がある</u> <u>と認めた場合における審査の請求の対象とされた議員</u> <u>(以下「被審査議員」という。)</u> <u>に対する措置</u></p> <p>2 審査会は、前項の審査を行うため、<u>被審査議員</u>又は調査請求をした者から事情を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>3～4 略</p> <p>5 <u>審査会において、被審査議員の行為が政治倫理基準に違反すると認め</u> <u>た場合の被審査議員に対する措置</u> <u>は、次のとおりとする。この場合</u> <u>において、措置をあわせて講ずるよう</u> <u>決することを妨げない。</u></p> <p><u>(1) 議場における議長の注意</u></p> <p><u>(2) 議場における謝罪文の朗読</u></p> <p>6 <u>被審査議員は、審査会の審査結果</u> <u>の報告において、自己の行為が政治</u></p>	<p>(政治倫理基準違反の審査等)</p> <p>第7条 審査会は、次に掲げる事項について審査する。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 審査会は、前項の審査を行うため、<u>審査の請求の対象とされた議員</u> <u>(以下「被審査議員」という。)</u>又は調査請求をした者から事情を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>3～4 略</p>

倫理基準に違反している旨の指摘が
なされたときは、これを尊重して、
政治倫理の確保のために必要な措置
を自ら講じなければならない。

7 議会は、被審査議員が前項の措置
を自ら講じないときは、議会の品位
と名誉を守り、市民の信頼を回復す
るため、必要と認める措置を講ずる
ものとする。

(会議の公開)

第8条 審査会の会議は、原則として
これを公開する。

2 会長は、必要があると認めるとき
は、傍聴人の退場を命ずることがで
きる。

(秘密会)

第9条 審査会は、その議決で秘密会
とすることができる。

2 審査会を秘密会とする会長又は委
員の発議については、討論を用いな
いで審査会に諮って決める。

第10条 略

第11条 略

第12条 略

第13条 略

第8条 略

第9条 略

第10条 略

第11条 略